

開催日:平成 21 年 6 月 29 日

## 教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は、世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由から希望する進路の断念・変更や、高校・大学の中途退学を余儀なくされる生徒・学生もふえている。

日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもに係る給付拡充などの施策の実施が必要である。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など広がる教育条件の自治体間格差の是正が急務である。

また、教職員が「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」であられた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について取り組まれることを要請する。

### 記

1. 教職員が「子どもと向き合う時間の確保」を図り、きめの細かい教育の実現のために、義務制第 8 次・高校第 7 次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率を 2 分の 1 に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 29 日

高 槻 市 議 会